

北海道自動車関連技術展示商談会実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、北海道自動車関連技術展示商談会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、自動車メーカー等に道内技術をアピールする展示商談会を開催し、道内企業と自動車メーカー等との取引促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事項について実施する。

- (1) 東北7県と合同で開催する「とうほく・北海道自動車関連技術展示商談会」の開催に関すること
- (2) その他前条の目的を達成するため必要なこと

(構 成)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる団体等をもって構成する。

(役 員)

第5条 実行委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、別表2に掲げる職にあるものを充てる。

(役員職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、開催するものとする。なお、書面による会議の開催を妨げない。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 次の事項は、会議に付議しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決議に関する事
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事
 - (3) その他実行委員会の運営上、特に必要な事項

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、北海道経済部産業振興局産業振興課に置く。

- 2 その他、事務局に関して必要な事項は、委員長が定める。

(経 費)

第10条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

(解 散)

第11条 実行委員会は、第2条の目的を達成した後、解散するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第12条 委員は、無報酬とする。

- 2 委員に対する費用弁償は、原則として行わない。ただし、委員長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(補 足)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月22日から施行する。

別表 1

団 体 名	部 署	役 職
一般社団法人北海道機械工業会		専務理事
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	企業振興部	部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部	企業支援課	課長
北海道	経済部	産業振興局長

別表 2

委員長 一般社団法人北海道機械工業会 専務理事
副委員長 北海道経済部 産業振興局長
監 事 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部長